

委員会提出議案第 2 号

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 頭 山 太 郎

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

立川市議会会議規則（昭和51年立川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 ……略……</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（<u>第81条～第85条の2</u>）</p> <p>第2節～第7節 ……略……</p> <p>第3章～第8章 ……略……</p> <p>附則</p> <p><u>（出席委員に関する措置）</u></p> <p><u>第85条の2 この章における出席委員には、立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号。以下「委員会条例」という。）第12条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>（不在委員）</p> <p>第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、委員会条例第12条の2第1項の規定により、オンラインにより委員会に出席している委員は、この限りでない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 ……略……</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（<u>第81条～第85条</u>）</p> <p>第2節～第7節 ……略……</p> <p>第3章～第8章 ……略……</p> <p>附則</p> <p>（不在委員）</p> <p>第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。